

事 務 連 絡
平成 28 年 6 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

視力補正用及び非視力補正用コンタクトレンズの
添付文書及び表示に関する自主基準の改定について

今般、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会より、下記のとおり、視力補正用及び非視力補正用コンタクトレンズの添付文書及び表示に関する自主基準が改定され、当課あて提出されましたので、情報提供いたします。

については、同協会加盟以外のコンタクトレンズ等の製造販売業者においても当該自主基準の浸透が図られるよう、貴管内のコンタクトレンズ等の製造販売業者に対し、周知方ご配慮願います。

なお、本事務連絡の写しを関係団体あてに送付していることを申し添えます。

記

視力補正用及び非視力補正用コンタクトレンズの添付文書及び表示に関する自主基準（改定第 10 版）

http://www.jcla.gr.jp/menu/index.asp?patten_cd=12&page_no=23

以上

事 務 連 絡
平成 28 年 6 月 20 日

(別記 1) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課

視力補正用及び非視力補正用コンタクトレンズの
添付文書及び表示に関する自主基準の改定について

今般、一般社団法人日本コンタクトレンズ協会より、下記のとおり、視力補正用及び非視力補正用コンタクトレンズの添付文書及び表示に関する自主基準が改定され、当課あて提出されましたので、情報提供いたします。

なお、同旨の事務連絡を各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課あて送付しており、同協会加盟以外のコンタクトレンズ等の製造販売業者においても当該自主基準の浸透が図られるようお願いしていることを申し添えます。

記

視力補正用及び非視力補正用コンタクトレンズの添付文書及び表示に関する自主基準（改定第 10 版）

http://www.jcla.gr.jp/menu/index.asp?patten_cd=12&page_no=23

以上

(別記1)

公益財団法人日本眼科学会

公益社団法人日本眼科医会

日本眼感染症学会

日本コンタクトレンズ学会